

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、持病（子宮筋腫）の手術が平成23年3月中旬に予定されていたにもかかわらず、原発事故が発生し避難を余儀なくされたため、当該手術を受けることができないまま、突然の体調悪化に対する不安を抱きながら避難生活を送らざるを得なかったこと、避難先の医療機関で一から診察を受け直すこととなり、精神的・肉体的に大きな負担があったこと等を考慮して、平成23年3月から同年12月まで持病を理由とする月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目	期間	金額
日常生活阻害慰謝料 （中間指針第五次追補第2の4指針I）⑥ （持病）	自平成23年3月11日 至平成23年12月31日	50万円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として50万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有す

るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償
紛争解決センターに交付する。

令和7年9月24日

(仲介委員 島田 一彦)